

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 秋田県規則第二十六号

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(従業者)</p> <p>第三条 条例第五条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 児童指導員又は保育士</p> <p>条に規定する指定児童発達支援（以下単に「指定児童発達支援」という。）の単位（指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。以下この節において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。</p> <p>(一)・(二) 略</p> <p>二 略</p> <p>2 前項第一号の規定にかかわらず、条例第五条第二項の規定により同項に規定する機能訓練担当職員（以下単に「機能訓練担当職員」という。）又は看護職員（以下単に「看護職員」という。）（以下これらを「機能訓練担当職員等」という。）を置く同条第</p> | <p>(従業者)</p> <p>第三条 条例第五条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</p> <p>条に規定する指定児童発達支援（以下単に「指定児童発達支援」という。）の単位（指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。以下この節において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。</p> <p>(一)・(二) 略</p> <p>二 略</p> <p>2 前項第一号の規定にかかわらず、条例第五条第二項の規定により同項に規定する機能訓練担当職員（以下単に「機能訓練担当職員」という。）を置く同条第</p> |

一項に規定する指定児童発達支援事業所（以下単に「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。）において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の員数を同号の合計数に含めることができる。

3 略

4 第一項第一号の児童指導員又は保育士

のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数

の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 略

#### 第四条 略

2 前項第二号(一)の規定にかかわらず、条例第六条第二項の規定により機能訓練担当職員等を置く指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）においては、当該機能訓練担当職員等の員数を同号(一)の総数に含めることができる。

3 条例第六条第三項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。この場合において、当該従業者については、第一項第二号(一)の規定にかかわらず、その員数を同号(一)の総数に含めることができる。

一・二 略

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケア（条例第五条第二項に規定する医療的ケアをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数置くこ

一項に規定する指定児童発達支援事業所（以下単に「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。）において、当該機能訓練担当職員 が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員 の員数を同号の合計数に含めることができる。

3 略

4 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 略

#### 第四条 略

2 前項第二号(一)の規定にかかわらず、条例第六条第二項の規定により機能訓練担当職員 を置く指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）においては、当該機能訓練担当職員 の員数を同号(一)の総数に含めることができる。

3 条例第六条第三項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。この場合において、当該従業者については、第一項第二号(一)の規定にかかわらず、その員数を同号(一)の総数に含めることができる。

一・二 略

と。

4 略

5 第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号(一)の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 条例第六条第一項第二号から第六号までに掲げる従業者、同条第二項の機能訓練担当職員及び看護職員並びに同条第三項各号及び第四項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、同条第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十一条 略

2 5 略

6 前項に規定する会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

7 5 10 略

11 第二項から第八項までの規定は、第九項の児童発達支援計画の変更について準用する。

(勤務体制の確保等)

第三十条 略

2 3 略

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため

4 略

5 条例第六条第一項第二号から第六号までに掲げる従業者、同条第二項の機能訓練担当職員並びに同条第三項各号及び第四項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、同条第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十一条 略

2 5 略

6 5 9 略

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の児童発達支援計画の変更について準用する。

(勤務体制の確保等)

第三十条 略

2 3 略

の方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第三十一条 略

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

第三十三条 略

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(準用)

第四十条の五 第五条及び第八条から第四十条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第

(衛生管理等)

第三十一条 略

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(揭示)

第三十三条 略

(準用)

第四十条の五 第五条及び第八条から第四十条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第

十六条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十九条第二項並びに第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十八条の五において準用する条例」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第二十八条の五において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第四十条の五において準用する次条」と、第三十三条第一項、第三十八条第一項及び第四十条第二号中「条例」とあるのは「条例第二十八条の五において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第四十条の五において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第四十条の五において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第四十条の五において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十条の五において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(従業者)

第四十一条 条例第二十九条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 児童指導員又は保育士

条例第二

十九条第一項に規定する基準該当児童発達支援（以下単に「基準該当児童発達支援」という。）の単位（基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。

(一)・(二) 略

二 略

十六条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十九条第二項並びに第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十八条の五において準用する条例」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第二十八条の五において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第四十条の五において準用する次条」と、第三十三条第一項、第三十八条第一項及び第四十条第二号中「条例」とあるのは「条例第二十八条の五において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第四十条の五において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第四十条の五において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第四十条の五において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十条の五において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(従業者)

第四十一条 条例第二十九条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

条例第二

十九条第一項に規定する基準該当児童発達支援（以下単に「基準該当児童発達支援」という。）の単位（基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。

(一)・(二) 略

二 略

三 第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第四十三条 第八条から第十六条まで、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項並びに第三十八条から第四十条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条（見出しを含む。）中「障害児通所給付費」とあるのは「特別障害児通所給付費」と、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第三十二条において準用する条例第十四条第二項の規定及び第四十三条において準用する次条第一項の規定」と、第十七条第一項中「第十四条第一項及び第二項」とあり、及び同条第三項中「第十四条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十二条において準用する条例第十四条第二項」と、第十九条第二項及び第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第四十三条において準用する次条」と、第二十八条中「障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費」とあるのは「特別障害児通所給付費」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条」とあるのは「第三十一条並びに第三十二条において準用する条例第十二条、第十三条、第十四条第二項及び第三項、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで並びに第二十六条から第二十八条までの規定並びに第四

(準用)

第四十三条 第八条から第十六条まで、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項並びに第三十八条から第四十条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条（見出しを含む。）中「障害児通所給付費」とあるのは「特別障害児通所給付費」と、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第三十二条において準用する条例第十四条第二項の規定及び第四十三条において準用する次条第一項の規定」と、第十七条第一項中「第十四条第一項及び第二項」とあり、及び同条第三項中「第十四条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十二条において準用する条例第十四条第二項」と、第十九条第二項及び第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項 まで及び第十項 中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第四十三条において準用する次条」と、第二十八条中「障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費」とあるのは「特別障害児通所給付費」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条」とあるのは「第三十一条並びに第三十二条において準用する条例第十二条、第十三条、第十四条第二項及び第三項、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで並びに第二十六条から第二十八条までの規定並びに第四

十三条において準用する第八条から第十六条まで、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条から第三十六条まで、第三十七条第一項並びに第三十八条」と、第三十三条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第四十三条において準用する前条」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第四十三条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第四十三条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十三条において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十一条 第八条から第十六条まで、第十八条、第二十条第一項、第二十一条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで及び第四十条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び第二項の規定並びに第四十八条第一項の規定」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十一条

十三条において準用する第八条から第十六条まで、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条から第三十六条まで、第三十七条第一項並びに第三十八条」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第四十三条において準用する前条」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第四十三条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第四十三条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十三条において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十一条 第八条から第十六条まで、第十八条、第二十条第一項、第二十一条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで及び第四十条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び第二項の規定並びに第四十八条第一項の規定」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項 まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十一条

において準用する次条」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第三十八条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条の二から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第四十八条から第五十条まで並びに第五十一条において準用する第八条から第十六条まで、第十八条、第二十条第一項、第二十一条から第二十七条まで、次条、第三十一条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで及び第四十条」と、第三十三条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第四十条各号」と、「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十一条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十一条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十一条において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(従業者)

第五十二条 条例第四十三条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 児童指導員又は保育士

条例第四

十二条に規定する指定放課後等デイサービス(以下単に「指定

において準用する次条」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第三十八条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第四十八条から第五十条まで並びに第五十一条において準用する第八条から第十六条まで、第十八条、第二十条第一項、第二十一条から第二十七条まで、次条、第三十一条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで及び第四十条」と、第三十三条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第四十条各号」と、「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十一条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十一条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十一条において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(従業者)

第五十二条 条例第四十三条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

条例第四

十二条に規定する指定放課後等デイサービス(以下単に「指定

放課後等デイサービス」という。)の単位(指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。以下この節において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士

の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。

(一)・(二) 略

二 略

2 前項第一号の規定にかかわらず、条例第四十三条第二項の規定により機能訓練担当職員等を置く同条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の員数を同号の合計数に含めることができる。

3 略

4 第一項第一号の児童指導員又は保育士のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 略

(準用)

第五十五条 第五条、第八条から第十六条まで、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第三十八条から第四十条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第五条中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用

放課後等デイサービス」という。)の単位(指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。以下この節において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉

サービス経験者の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。

(一)・(二) 略

二 略

2 前項第一号の規定にかかわらず、条例第四十三条第二項の規定により機能訓練担当職員 を置く同条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所において、当該機能訓練担当職員 が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員 の員数を同号の合計数に含めることができる。

3 略

4 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 略

(準用)

第五十五条 第五条、第八条から第十六条まで、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第三十八条から第四十条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第五条中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用

する条例」と、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び第二項の規定並びに第五十四条第一項の規定」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第四十六条第二項」と、第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十五条において準用する次条」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条」とあるのは「第四十五条及び第四十六条並びに第四十七条において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第五十四条並びに第五十五条において準用する第八条から第十六条まで、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第三十八条」と、第三十三条第一項中「第二十号各号」とあるのは「第四十七条において準用する条例第二十号各号」と、「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第

する条例」と、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び第二項の規定並びに第五十四条第一項の規定」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第四十六条第二項」と、第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項  
まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十五条において準用する次条」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条」とあるのは「第四十五条及び第四十六条並びに第四十七条において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第五十四条並びに第五十五条において準用する第八条から第十六条まで、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第三十八条」と、第三十三条中「第二十号各号」とあるのは「第四十七条において準用する条例第二十号各号」と、「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第

三十八条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十五条の二 第五条、第八条から第十六条まで、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条の四まで及び第五十四条までの規定は、放課後等デイサービスに係る共生型通所支援の事業について準用する。この場合において、第十二条（見出しを含む。）中「障害児通所給付費」とあるのは「特別障害児通所給付費」と、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第四十七条の二において準用する条例第四十六条第二項の規定及び第五十五条の二において準用する第五十四条第一項の規定」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第四十七条の二において準用する条例第四十六条第二項」と、第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第四十七条の二において準用する条例」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第四十七条の二において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十五条の二において準用する次条」と、第二十八条中「障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費」とあるのは「特別障害児通所給付費」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第四十九条の二並びに第四十七条の二において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで、第二十六条から第二十八条まで並びに第四十六条第二項及び第三項の規定並びに第五十五条の二に

三十八条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十五条の二 第五条、第八条から第十六条まで、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条の四まで及び第五十四条までの規定は、放課後等デイサービスに係る共生型通所支援の事業について準用する。この場合において、第十二条（見出しを含む。）中「障害児通所給付費」とあるのは「特別障害児通所給付費」と、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第四十七条の二において準用する条例第四十六条第二項の規定及び第五十五条の二において準用する第五十四条第一項の規定」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第四十七条の二において準用する条例第四十六条第二項」と、第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第四十七条の二において準用する条例」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第四十七条の二において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十五条の二において準用する次条」と、第二十八条中「障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費」とあるのは「特別障害児通所給付費」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第四十九条の二並びに第四十七条の二において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで、第二十六条から第二十八条まで並びに第四十六条第二項及び第三項の規定並びに第五十五条の二に

において準用する第八条から第十六条まで、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで及び第五十四条」と、第三十三条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第四十七条の二において準用する条例第二十各号」と、「前条」とあるのは「第五十五条の二において準用する前条」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十七条の二において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第四十七条の二において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十五条の二において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十五条の二において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十五条の二において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十五条の二において準用する第三十八条第一項」と、第五十四条第一項中「第四十六条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第四十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十七条の二において準用する条例第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

(従業者)

第五十六条 条例第四十八条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 児童指導員又は保育士

基準該当

放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童

において準用する第八条から第十六条まで、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで及び第五十四条」と、第三十三条 中「第二十条各号」とあるのは「第四十七条の二において準用する条例第二十各号」と、「前条」とあるのは「第五十五条の二において準用する前条」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十七条の二において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第四十七条の二において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十五条の二において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十五条の二において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十五条の二において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十五条の二において準用する第三十八条第一項」と、第五十四条第一項中「第四十六条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第四十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十七条の二において準用する条例第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

(従業者)

第五十六条 条例第四十八条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

基準該当

放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童

指導員又は保育士

の合計数が、次に

掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。

(一)・(二) 略

二 略

(準用)

第五十八条 第八条から第十六条まで、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、第四十四条から第四十五条の二まで及び第五十四条の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二条（見出しを含む。）中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十条において準用する条例第四十六条第二項の規定及び第五十八条において準用する第五十四条第一項の規定」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第四十六条第二項」と、第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十条において準用する次条」と、第二十八条中「障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並び

指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に

掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。

(一)・(二) 略

二 略

2 前項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第五十八条 第八条から第十六条まで、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、第四十四条から第四十五条の二まで及び第五十四条の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二条（見出しを含む。）中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十条において準用する条例第四十六条第二項の規定及び第五十八条において準用する第五十四条第一項の規定」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第四十六条第二項」と、第二十条第二項中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項 まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十条において準用する次条」と、第二十八条中「障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並び

に第八条から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第四十九条の二並びに第五十条において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで、第二十六条から第二十八条まで並びに第四十六条第二項及び第三項の規定並びに第五十八条において準用する第八条から第十六条まで、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで及び第五十四条」と、第三十三條第一項中「第二十條各号」とあるのは「第五十条において準用する条例第二十條各号」と、「前条」とあるのは「第五十八条において準用する前条」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」とあるのは「基準該当放課後等デイサービズ計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十八条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十八条において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十八条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十八条において準用する第三十八条第一項」と、第四十四条中「第三十三条」とあるのは「第五十条において準用する条例第三十三条」と、第四十五条中「第三十四条」とあるのは「第五十条において準用する条例第三十四条」と、第四十五条の二各号列記以外の部分及び同条第五号中「第三十四条の二」とあるのは「第五十条において準用する条例第三十四条の二」と、第五十四条第一項中「第四十六条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第四十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

に第八条から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第四十九条の二並びに第五十条において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで、第二十六条から第二十八条まで並びに第四十六条第二項及び第三項の規定並びに第五十八条において準用する第八条から第十六条まで、第十九条第二項、第二十条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで及び第五十四条」と、第三十三條第一項中「第二十條各号」とあるのは「第五十条において準用する条例第二十條各号」と、「前条」とあるのは「第五十八条において準用する前条」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」とあるのは「基準該当放課後等デイサービズ計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十八条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十八条において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十八条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十八条において準用する第三十八条第一項」と、第四十四条中「第三十三条」とあるのは「第五十条において準用する条例第三十三条」と、第四十五条中「第三十四条」とあるのは「第五十条において準用する条例第三十四条」と、第四十五条の二各号列記以外の部分及び同条第五号中「第三十四条の二」とあるのは「第五十条において準用する条例第三十四条の二」と、第五十四条第一項中「第四十六条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第四十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

(従業者)

第五十八条の二 略

- 2 前項第一号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対し訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 略

(準用)

第五十八条の五 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで及び第五十条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十条の五第一項及び第二項の規定並びに第五十八条の四第一項」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「児童発達支援計画」とあるのは

(従業者)

第五十八条の二 略

- 2 前項第一号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科、若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対し訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 略

(準用)

第五十八条の五 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十八条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで及び第五十条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十条の五第一項及び第二項の規定並びに第五十八条の四第一項」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは

「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第五十条の七において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十八条の五において準用する次条」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条」とあるのは「第五十条の五及び第五十条の六並びに第五十条の七において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条の二、第二十三条、第二十四条及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第五十八条の三及び第五十八条の四並びに第五十八条の五において準用する第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第一項及び第三十八条」と、第三十三条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第五十条の六各号」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条の七において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十条の七において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十八条の五において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十八条の五において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十八条の五において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十八条の五において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十二条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二

「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第五十条の七において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第五十八条の五において準用する次条」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条」とあるのは「第五十条の五及び第五十条の六並びに第五十条の七において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条の二、第二十三条、第二十四条及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第五十八条の三及び第五十八条の四並びに第五十八条の五において準用する第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第一項及び第三十八条」と、第三十三条中「第二十条各号」とあるのは「第五十条の六各号」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条の七において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十条の七において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第五十八条の五において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第五十八条の五において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十八条の五において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第五十八条の五において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十二条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二

十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、第五十条の二、第五十八条の三及び第五十八条の四の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十六条において準用する第五十条の五第一項及び第二項の規定並びに第六十二条において準用する第五十八条の四の規定」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第五十六条において準用する第五十条の五第二項」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第六十二条において準用する次条」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条から第四十条」とあるのは「第五十六条において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条の二、第二十三条、第二十四条及び第二十六条から第二十八条まで、第五十条の五及び五十条の六の規定並びに第六十二条において準用する第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条、第三十一条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、第五十条の二、第五十八条の三及び第五十八条の四」と、第三十三条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第五十六条において準用する第五十条の六各号」と、「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」

十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、第五十条の二、第五十八条の三及び第五十八条の四の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「第十四条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十六条において準用する第五十条の五第一項及び第二項の規定並びに第六十二条において準用する第五十八条の四の規定」と、第十九条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第五十六条において準用する第五十条の五第二項」と、第二十一条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十二条中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第六十二条において準用する次条」と、第二十九条中「第十一条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定並びに第八条から前条まで及び次条から第四十条」とあるのは「第五十六条において準用する条例第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条の二、第二十三条、第二十四条及び第二十六条から第二十八条まで、第五十条の五及び五十条の六の規定並びに第六十二条において準用する第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、前条、次条、第三十一条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、第五十条の二、第五十八条の三及び第五十八条の四」と、第三十三条中「第二十条各号」とあるのは「第五十六条で準用する第五十条の六各号」と、「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第三十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と、第四十条第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」

と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第六十二条において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十八条第一項」と、第五十八条の三並びに第五十八条の四第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(従業者に関する特例)

第六十三条 多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第三条第一項及び第二項、第四条(第二項及び第五項を除く。)、第四十六条、第五十二条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十九条第一項の規定の適用については、第三条第一項第一号中「条例第四条に規定する指定児童発達支援(以下単に「指定児童発達支援」という。)」とあるのは「指定通所支援」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援で」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第二項中「同条第一項に規定する指定児童発達支援事業所(以下単に「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第四条第一項第二号(一)中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第四十六

と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と、同条第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する第十五条第一項」と、同条第四号中「第二十八条」とあるのは「第六十二条において準用する第二十八条」と、同条第五号中「第三十六条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十六条第二項」と、同条第六号中「第三十八条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十八条第一項」と、第五十八条の三並びに第五十八条の四第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第五十六条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(従業者に関する特例)

第六十三条 多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第三条第一項及び第二項、第四条(第二項及び第五項を除く。)、第四十六条、第五十二条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十九条第一項の規定の適用については、第三条第一項第一号中「条例第四条に規定する指定児童発達支援(以下単に「指定児童発達支援」という。)」とあるのは「指定通所支援」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援で」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第二項中「同条第一項に規定する指定児童発達支援事業所(以下単に「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第四条第一項第二号(一)中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第四十六

条第二項中「同条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所（以下単に「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第五十二条第一項第一号中「条例第四十二条に規定する指定放課後等デイサービス（以下単に「指定放課後等デイサービス」という。）」とあるのは「指定通所支援」と、「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援で」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第二項中「同条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」とする。

2  
略

条第二項中「同条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所（以下単に「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第五十二条第一項第一号中「条例第四十二条に規定する指定放課後等デイサービス（以下単に「指定放課後等デイサービス」という。）」とあるのは「指定通所支援」と、「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援で」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第二項中「同条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」とする。

2  
略

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規規則」という。）第三十一条第二項（新規規則第四十条の五、第四十三条、第五十一条、第五十五条、第五十五条の二、第五十八条、第五十八条の五及び第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新規規則第三十一条第二項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和三年秋田県条例第十九号。以下「改正条例」という。）附則第四項に規定する指定児童発達支援事業者（以下「旧指定児童発達支援事業者」という。）の人員に関する基準については、新規規則第三条第一項及び第四項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4 旧指定児童発達支援事業者に対する新規規則第三条第二項及び第五項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第二項中「同号の」とあるのは「秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和三年秋田県規則第二十六号）による改正前の第三条第一項第一号の」と、同条第五項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

5 旧指定児童発達支援事業者については、新規規則第四条第五項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

- 6 改正条例附則第五項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者（以下「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）の人員に関する基準については、新規則第四十一条の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 7 旧基準該当児童発達支援事業者については、この規則による改正前の秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第四十一条第三号の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- 8 改正条例附則第六項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）の人員に関する基準については、新規則五十二条第一項及び第四項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 9 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新規則五十二条第二項及び第五項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第二項中「同号の」とあるのは、「秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和三年秋田県規則第二十六号）による改正前の第五十二条第一項第一号の」と、同条第五項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 10 改正条例附則第七項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）の人員に関する基準については、新規則第五十六条の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 11 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧規則第五十六条第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。